

どゆうすい 議会だより

令和元年8月1日発行 第59号



第2回定例会・第2回臨時会

主な内容

定例会・臨時会の概要・・P2

議決事項等……………P3～

一般質問……………P6～

地域だより……………P12

『地域の期待を一身に！』

町民スポーツ大会

第2回定例会・第2回臨時会

一般会計補正予算
2130万6千円を追加



総額67億3053万9千円に

第2回定例会は、6月7日に開会し、6月25日までの19日間の会期で開催しました。
今定例会には、報告1件と財産の取得、森林環境譲与税基金条例の制定、消費税増税に伴う町内公共施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び補正予算等の議案26件と、硫黄山噴火対応緊急支援事業補助金を含む補正予算が追加で提案され、原案のとおり可決しました。定例会における主な補正予算については、下記のとおりです。

一般質問では、議員6名が10項目について質問しました。

また、教職員の定数改善等に係る意見書採択の要請についての陳情を一部採択し、それに伴う意見書を原案のとおり可決しました。

第2回臨時会を7月9日に開催し、カヌー艇庫新築工事に伴う工事請負契約の締結に関する議案が提案され、可決しました。

硫黄山噴火対応緊急 支援事業補助金

2480万円

川内川からの取水中止を受けて稲作等を断念した農家に対する農地管理補助と、やむなく代替作物又は自己保全とするしかなかった農家に対する助成の町単独補助金



定住促進事業

110万円

移住希望者を受け入れるためのお試し住宅の改修に係る修繕料等の経費



コミュニティ 助成事業助成金

420万円

東中下場地区放送機材等購入及び竹迫自治会屋外無線放送設備を整備するための補助金



こんなことが決まりました

議 案		提 案 理 由 等	結 果
報告第1号	平成30年度湧水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	平成30年度湧水町一般会計予算を令和元年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの(繰り越した事業:5事業 繰越額2億5百25万8千円)	報告
議案第21号	財産の取得について	消防ポンプ自動車購入事業により消防ポンプ自動車1台を取得したため、地方自治法及び湧水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの	可決
議案第22号	湧水町森林環境譲与税基金条例の制定について	平成30年5月に成立した「森林経営管理制度」を円滑に実施するための主な財源として、令和元年度より森林環境譲与税として交付されることから、本条例を制定しようとするもの	原案可決
議案第23号	湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、投票管理者や投票立会人等の費用弁償額が改正されたことに伴い、本町においてもこれに準じて改正しようとするもの	原案可決
議案第24号	湧水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	低所得者に対する保険料軽減強化の実施に伴い、令和元年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第25号	湧水町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	令和元年10月1日より実施される消費税率の引き上げにあわせて、自動車取得税が廃止され、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されることに伴い、県が賦課徴収の事務を行うため、県と町の日本赤十字社が所有する車両の非課税対象を統一する必要が生じたため、所要の改正をしようとするもの	原案可決
議案第26号～第44号	湧水町総合交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について他18件	消費税の税率が本年10月1日から引き上げられることに伴い、町有施設の施設使用料等を改正するもの。改正される使用料等は次のとおり ●総合交流施設の温泉健康施設使用料、研修・交流施設使用料、屋外施設使用料等 ●町立学校の屋内運動場の使用料 ●中央公民館の使用料 ●くりの図書館の施設等の使用料及び図書館利用者カード再交付手数料 ●B & G海洋センターの施設使用料 ●吉松体育館使用料、栗野体育館使用料 ●町営グラウンドの会場使用料、ナイター使用料 ●弓道場使用料 ●相撲道場使用料 ●栗野岳口グ・キャンプ村使用料 ●吉松生活改善センター使用料 ●農畜産物開発加工センターの使用料 ●城山福祉センターの使用料 ●シルバーケアセンターの使用料 ●栗野ゲートボール場の使用料 ●保健センターの使用料 ●衛生処理場の使用料 ●有料公園施設の使用料 ●郷土資料館の使用料	原案可決
議案第45号	令和元年度湧水町一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3百49万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67億5百73万9千円とするもの	原案可決
議案第46号	令和元年度湧水町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ245万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億1千7百47万8千円とするもの	原案可決
陳情第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元、複式学級解消をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について	P4参照	一部採択
発委第1号	教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書について	P4参照	原案可決
議案第47号	令和元年度湧水町一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千4百80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億3千53万9千円とするもの	原案可決
議案第48号	工事請負契約の締結について	カヌー艇庫新築工事についての工事請負契約を締結するため、地方自治法及び湧水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの	可決

どうなった!

私の陳情書

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消をはかるための、2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

陳情者：湧水町木場 高山 寿 氏

陳情は、1. 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では 40 人を超える学級活動などが常態化しているため特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。3. 離島・山間部の多い鹿児島県においては教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。の 3 項目を内容とする意見書を、国の関係機関に提出することを求めるもの。

一部採択

本町の各小中学校においては、陳情書にあるように「特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では 40 人を超える学級活動などが常態化している。」という状況にはないこと、また、わが国の義務教育制度は、現行の義務教育費国庫負担 3 分の 1 により安定的に維持されており、経済的に困窮している家庭の児童生徒に対しては、各地方自治体において必要な扶助制度が準備されていること、さらに、2 学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級を有する町内の轟・幸田・上場の各小学校における複式学級の児童数は、それぞれ 27 人、18 人、12 人である。これら複式学級の解消は理想ではあるが、複式学級の解消には教職員の増員とそれに伴う人件費の増額が必要であり、どこまで求めるかは議論があることなど、陳情の趣旨は理解できるが、その内容は必ずしも本町の現状を的確に評価していない点があることから、陳情内容 3 項目のうち、次の 2 点を一部採択すべきものと決定しました。

1. 義務教育における子どもたちの教育環境改善のため、教職員の定数改善を計画的に推進すること。
2. 教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、義務教育費の国庫負担制度を維持しつつ、十分な財政措置を講ずること。

意見書提出

一部採択した 2 点を含めた「教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」を議会本会議に提案し、原案のとおり可決しました。

※衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び関係各大臣宛てに意見書を提出しました。

特別委員会を設置

湧水町議会委員会条例第 5 条の規定により、下記の特別委員会を設置しました。

◎湧水町議会広報編集特別委員会

議会広報の諸課題についての調査・研究するため、6 名の委員構成による委員会を設置

委員長 橋元 義嗣 副委員長 仮屋 良二
委員 植林 伸洋、宗 照夫、山元 明、亀澤 中

◎湧水町災害対策調査特別委員会

本町における風水害、地震等の災害対策に係わる調査・研究を行うために、4 名の委員構成による委員会を設置

委員長 亀澤 中 副委員長 植林 伸洋
委員 中村 和博、吉永 義和

◎湧水町議会活性化等調査特別委員会

議会活性化等に係わる調査・研究を行うために、11 名（議長を除く）による委員会を設置

委員長 小川 忍 副委員長 山元 明

町政を問う

6人が質問

◆一般質問目次◆

ここが知りたい!!
ここが聞きたい!!



成政 晃議員

P 9

- ・学校林について



宗 照夫議員

P 6

- ・命の尊さについて
- ・防災計画について



山元 明議員

P10

- ・職員の健康管理と今後の職員定数について
- ・移住定住促進事業について



中村 和博議員

P 7

- ・高齢化対策について
- ・アーモンド事業について



植林 伸洋議員

P11

- ・子ども発達支援センター「みのり」について



小川 忍議員

P 8

- ・存続させる農業育成について
- ・霧島くりの工業団地の経過と今後の取組について

議員 照夫 宗 命の尊さについて

教育長

安全・安心な環境づくりに取り組む

問

心肺停止状態に、応急処置で、きる安全・安心な環境を、どのように整えるか、2点伺う。

①AEDの公共施設（行政財産、教育財産等）への設置状況及び整備計画について伺う。

町長

AEDを設置している公共施設

教育長

設は、栗野・吉松両庁舎、総合交流施設、シルバークアセンタ、発達支援センターの計9台です。今後の整備計画については、既存設置の更新を考えています。

幼稚園と各小・中学校には、それぞれ1台設置しており、設置場所はほとんどが校舎正面玄関となっており、また、社会教育施設である栗野中央公民館には、2台置き、1台は屋外等でのイベント時の携帯用としています。更に、吉松中央公民館、吉松体育館にもそれぞれ1台を設置しています。

問

②AEDの操作や心肺蘇生法の講習会などの実施や計画について伺う。

町長

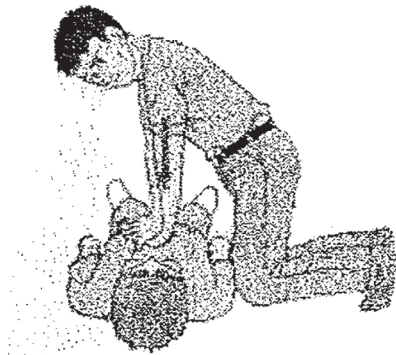
AEDの操作方法や心肺蘇生法の講習については、AED

教育長

Dの設置時及び更新時に、関係施設職員等を対象に導入業者からの説明と職員等の実演講習を行っています。

AEDの操作方法及び講習会については、幼稚園、全小・中学校において、伊佐湧水消防組合の協力を得て教職員やPTAを対象に

習会については、幼稚園、全小・中学校において、伊佐湧水消防組合の協力を得て教職員やPTAを対象に



防災計画について

問

国は、2016年4月東日本大震災などを教訓とした避難所運営ガイドラインを公表した。それに基づき、県は2017年9月に避難所運営マニュアルのモデルを改訂し、市町村に策定と改訂を呼び掛けたが、残念ながら本町は、策定されていない状況である。避難所指針（福祉施設等も含む）を早急に策定する必要があると考えるが、主な改訂内容として、いつできるのか伺う。

町長

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、これまでの大規模災害の教訓を受け、避難所の円滑な運営及び質の向上を図ることを目的に、平成28年4月に「避難所運営ガイドライン」が示されたところ。現在、避難所運営マニュアルを策定中であり、福祉避難所においても関係機関と具体的な内容を精査中であり、主な内容としては、避難所開設から撤収までの流れ、運営体制づくり、避難所運営などを予定しており、住民の自治による開設・運営も目指すこととしています。



中村 和博 議員

福祉弁当の利用基準緩和を

町長

要望に沿えるよう検討したい

問

老人ホーム・介護施設の現状と今後の対応策は。

町長

介護型施設は9施設276人の定員となっている。特別養護老人ホーム2施設では合わせて55名の待機者がおり万全とは言えないが、居宅における自立支援などを検討する必要がある。

問

今我々が目指すべきは高齢者が安心して暮らせる健康長寿社会の実現である。医療費等の抑制にもなる健康長寿社会実現のために福祉弁当の利用基準を緩和すべきではないか。

町長

この福祉弁当を利用することで将来的に医療費等の抑制につながるということであり、高齢者の要望に沿えるよう検討したい。

問

利用料金も支払い能力に応じて異なった料金を設定してよいのでは。

町長

異なった利用料金の設定ができるとしたら明るい材料である。



アーモンド事業の着実な推進を

P D C A サイクルに則り着実に進める

問

アーモンド栽培の農家への普及計画は。

町長

作付面積は42ヘクタール・収穫量は反当り300キロを見込んでいる。また、反当りの農家収入は18万円程度と見積っている。

問

町はこれまで鹿北製油と関西の菓子メーカーとの連携を進めてこられたが。

町長

このアーモンド事業は、鹿北製油からの提案で始めたが、鹿北製油との連携は全く考えていない。また、当初から販売先として考えていた企業の方も鹿北製油の産地偽装事件を受け、湧水町産品は扱えないとのことであり、新たな取引先を開拓する。

問

アーモンドの花を観光資源にした場合の町外からの交流人口と経済効果は。

町長

県の統計調査資料からの推定で、交流人口1900人で、経済効果190万円である。

問

この推定値は大まかすぎる。民間の調査会社による交流人口等の調査を実施すべきではないか。

町長

どのような調査を含めて、委託調査の実施について考えてみたい。

問

鹿北製油の元従業員に対する支援は。また、町発行のジョブガイドブックの掲載内容に町には一定の責任が

町長

相談窓口において、就業関係機関への誘導・斡旋を実施した。一方、顧問弁護士によれば就業規則に記載がなければ退職金の支払い請求は難しい。この件や補助金の返還等を含めた懸案事項について、近日中に鹿北製油を含む関係者で協議する。進展がない場合は調停・裁判と進めていく。

問

元従業員の皆さんによる製油工場設立に対する支援が必要では。

町長

町のアーモンド栽培事業にはこの種の工場設備が不可欠であり、工場用地の確保を含め全面的に支援していきたい。



小川 忍 議員

農業存続には小規模兼業農家育成が最重要では

町長

小規模兼業農家の役割は重要

問

本町の一次産業を保っていくには、後継者を育成しなければ自然消滅し、町も衰退すると考える。そこで農業関係学生や町内残留就職学生への学費等の支援は考えられないか。

町長

農業高校卒業後、直接の就農者は少なく、農業大学生を対象として卒業後就農する奨学金の返還優遇制度について、制度化するよう引き続き研究します。

問

兼業農家育成について、戦後日本の農業は、今日まで大半が家族労力を主とする小規模農業が、暮ろしを守る農業と国土保全に貢献し、現代社会を構築してきたが、将来農業を存続していくうえで、小規模兼業農家育成が最重要と思うが。

町長

日本は97.5%の農家が、EUでは96.2%、米国では98.7%が家族農業となっており、その大半が小

規模農家である。本町においても高齢化等による離農家の受け皿としての担い手や耕作放棄地防止の観点から小規模兼業農家の役割は重要と認識しています。

問

サラリーマン家族や若者が兼業農家となるに当たり、一番の悩みは農機具が高額であることである。農機具購入助成は考えられないか。

町長

検討する時期であると思われるので、様々な事も含めて研究します。



霧島くりの工業団地の早期着手について

早期完成に向け、県に求める

問

用地買収から20年が経っても手付かず状態で、元の所有者も荒れ地や鳥獣被害の原因になるために、先祖代々の大事な土地を手放したのではなく、「鹿児島空港都市」計画に夢と希望をもつて応じたと思われる。このままでは住民の期待を裏切ることになるが、これまでの経緯はどうか。

町長

県は、オーダーメイド方式による誘致で、企業の注文によって造成工事を実施する方針です。

誘致に向けて県と連携を図りながら早期完成を求めてまいります。

町長

全体計画面積73.9ヘクタールの内96%が買収済で、残り2.9ヘクタールが相続等で未買収となっておりますので、全筆買収するとともに早期完成の要望を県に要請してまいります。

問

EUから英国が離脱することに伴い、日本の各大手自動車産業等が5年後には撤退すると聞く。将来を見据えて、受入準備を理由に、県

町長

喫緊の課題は人口減少であり、これについては一大プロジェクトでありますので、合法的に取組を検討します。

問

そのような、悠長な事を言っているのは、この厳しい社会情勢のなか、何十年経っても企業から申し込みは無いと思う。もっと積極的に推し進めることは出来ないか。

町長

平成29年度は3名を認定し、平成30年度においては実績が無く、第三者継承について関係機関と推進していません。

問

後継者と新規就農者育成は、どのような取り組みをされ、どのような成果があったか。

成政 晃 議員

学校林の活用について

教育長

各学校や PTA の判断による

問

学校林に植栽された樹木は、機会があるごとに子供たちに教材として、色々な植物を教えることで、樹木への関心を高め、樹木が資源として有効なことや自然環境の保全等において重要な役割を果たしていることを理解させる必要があると考えられているか。

教育長

「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」は、義務教育における教育の目標の一つです。小・中学校理科の「生命」を柱とした単元では、「生物と環境」や「自然環境の保全」等を指導し、児童生徒は、植物の成長や役割などを学習しています。

問

環境教育やその他の教育で、樹木や植物のこと、環境について勉強する機会の中で、学校林をどのように教材としているか。

教育長

各小中学校では、学校林を教材としては活用しておりません。主な理由に授業時間の確保、学校林への進入路の安全確保等が挙げられます。実際に学校林に行き植林等の体験学習をするとは貴重な学びにつながる

問

学校林を取り入れた活動、基礎知識や森林と環境の関係を色々と体験させて教育していく必要があると思うかどうか。

教育長

ご提言のような教育実践は必要だと思います。学校林を取り入れた実践ではないですが、事例として、昨年度轟小学校は県が主体となり「未来につながる森林環境整備事業」を実施しました。内容は、町有林でのクヌギの植樹、生態系としての森林の役割、産業としての循環利用、林業の仕事等を学んでいます。本年度は上場小学校がこの事業を実施予定で、今後関係課と連携し、森林環境に関する事業等への積極的な取り組み

問

学校、PTA、教育委員会、三者が一体となってこのことについては積極的に進めべきと考えるかどうか。

教育長

学校林の現状を踏まえる時、そのあり方について、学校、PTA、教育委員会、三者が一体となって検討していく時期である。学校林の在り方について今後、学校、PTAと検討協議していきたいと思っています。

問

現在の学校林の樹齢が標準伐期にあるものは、学校環境を整備する為に伐採を行い、備品購入の基金とし、人工造林を行い、改めて子供たちに森林の大切さを勉強させるべきと考えるかどうか。

教育長

吉松小学校では、PTA役員



等による学校林の下払い作業が毎年続けられ、平成29年度は森林組合の除間伐事業を利用してPTA活動費を生み出している。学校林を伐採しての基金づくりや子どもたちの植林活動の実施に関しては、関係課や森林組合等との協議も必要ですが、最終的には各学校やPTAの判断によるものと考えています。

山元 明 議員

職員の健康管理と職員定数について

町長

健康指導と職員数削減に取り組む

問

職員が円滑な業務を遂行するには心身の健康がなければ住民サービスの低下につながると思う。町長就任後2年間を振り返って見て、職員が健康を保つための指導や支援内容は現在のままで十分か、また、心身の疾患による休職状況はどのような状態か伺う。

町長

職員の健康管理については、

毎年、鹿児島県市町村職員共済組合が実施する人間ドッグ等助成事業又は町が事業所として実施する事業所健診のいずれかを受診させております。6月12日現在、心身の疾患による休職者はありませんが、病気休暇取得者が2名おります。病気休暇職員が復職しやすいするため、本人の申し出による慣らし勤務に対応するなど復職しやすい対応をとるとともに、現に病気休暇取得者の業務をカバーしている職員の体調面にも留意しています。

問

組織再編による課の集約は、将来の行政コスト削減のための一施策であるが、町長は説明しているが、極端で急激な職員数削減は住民サービスの低下も予想される。今後の適正規模と職員採用計画はどのように考えるか伺う。

町長

組織再編による極端で急激な

職員削減は、住民サービスの低下に繋がることから実施できませんが、少子高齢化による人口減少により、本町においても職員数の削減は考慮しなければならぬ課題の一つであります。当面、一般職の採用は見送る方針です。今後権限移譲等による業務増や多様化する住民からの行政ニーズへの対応も念頭に置きつつ、削減できる場合は退職者の一部不補充を行うなど、職員の年齢構成等も視野に入れながら対応いたします。



移住定住促進事業について

問

町長の公約で地域おこし協力隊の採用を推進し、町の活性化や定住促進に効果を求める事業については理解している。これまで3人受け入れて、現在は2人しか在籍していない状況であり、今後不安を感じるが、これからの協力隊の効果や採用について伺う。

町長

地域おこし協力隊は、町の活性化や定住促進に繋がることから、この事業に取り組んでまいりました。任期が本年度末で満了となり、新たな隊員の採用を進めなければなりません。そこで、課長会で新たな地域おこし協力隊の検討を指示し、市内プロジェクト会議で、募集内容の検討を行うとともに農業などあらゆる分野の後継者としての採用を考え

問

空き家・空き地を活用した、おためし住宅の進捗状況と今後の計画について伺う。

町長

空き家・空き地を活用した、おためし住宅につきましては、区長会等にお願ひし、各地域でのおためし住宅設置について検討してまいりましたが、時間を要することから、まずは、町事業による吉松駅前で寄付を受けた住宅をおためし住宅として、実施に向けて準備を進めていく考えであります。



ております。

植林 伸洋 議員

子ども発達支援センターの運営改善は

町長

委託先と相談しながら進めたい

問

エアコン設置については、2年前に温度調査結果を提出しているが、2年遅れた理由を伺う。

町長

温度調査結果について把握できていないところがあった。設置の方向への考えがそこまで至らなかった、配慮が足りなかったというところに尽きるかと思っています。

問

給食について、学校給食共同調理場からの提供は、調査・検討が必要とのことであったが、その後の結果はどうなっているか伺う。

町長

学校給食共同調理場からの提供については、学校給食法に基づいて提供を行っている。今後も町立の幼稚園、学校への提供を考えている。委託先からの提供は、協議したが衛生管理等の観点から対応できない状況です。

問

アレルギー対応や栄養管理ができた給食が、みのりだけではないのは子育て支援として不十分と考える。学校給食共同調理場からの提供をしている自治体もある。子育て支援の1つと思うが考えを伺う。

町長

子育て支援とは思いますが、提供を行っている自治体の現状把握ができておりませんので調査・検討はしていますが、学校給食法の事も含め問題がいろいろあるので今ここで出来ますとは言えません。

問

保育士の人数基準では子ども4人に対して保育士1人であり、基準をクリアしているとの答弁であったが、本当にクリア出来ているのか伺う。

町長

1日の利用者は、20名の基準をもとに運営しています。保育士の人数は5名で基準を満たしています。

問

数字上では20名に対して5名なので足りているが、保育士が休みを取った場合に不足する。クリアしているとは言えないが考えを伺う。

町長

不足をカバーするため1つとして、正職員1名とパート1名を採用すると言ったことで理解しているところがあります。

問

子どもの遊び場について、杉林の下に遊び場が作られている。環境的にマダニの被害が心配されるが対応はどうなっているのか伺う。

町長

草むら等があり、マダニの被害が心配されます。草刈りによる環境管理と、できる限り肌を露出しない服の着用、虫除け剤の活用など利用時の防護対策を委託先と協議し徹底させたいと考えます。

問

職員の時間外手当について、

労働基準法に基づき適正に支払われているか伺う。

町長

職員の労働状況については、委託先が管理しています。経費については、委託料の中に計上されています。

問

定額支払いと聞いている。時間外割増手当は労働基準法で定められており、職員の処遇改善も必要と思うが考えを伺う。

町長

処遇改善は残業や休暇・採用などの改善につながると思っておりますので委託先にもお願いさせて頂きながら真摯に取り組んで行きたいと思っております。



議会の動き

月	日	曜日	議会の動き
4月	5	金	・広報編集委員会
	11	木	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・広報編集委員会
	12	金	・転入教職員宣誓式及び歓迎会
	16	火	・平成31年度自治会長会
	17	水	・広報編集委員会
	19	金	・国体実行委員会第2回総会
	22	月	・議員全員協議会
	23	火	・議会運営委員会 ・議員全員協議会 ・第1回臨時会 本会議
	24	水	・例月出納検査（～25日まで）
	25	木	・県政説明会
5月	8	水	・県町村議会議長会臨時総会 ・議員研修会
	12	日	・関西湧水会
	14	火	・町土地開発公社監査
	20	月	・高原フェスタ実行委員会 ・川内川上流河川改修期成同盟会理事会 ・川内川改修促進期成会理事会
	21	火	・環霧島会議
	22	水	・町土地開発公社理事会 ・農業農村推進協議会 ・農業再生協議会

月	日	金	議会の動き
5月	23	木	・例月出納検査（～24日まで） ・議会運営委員会
	24	金	・議員全員協議会 ・商工会総会
	26	日	・防災・減災フォーラム川内川上流地区水防演習
	27	月	・JR吉都線利用促進協議会総会
	28	火	・全国町村議会議長・副議長研修会（～29日まで） ・町青少年育成町民会議総会
	30	木	・町防災会議
6月	2	日	・関東地区湧水会（～3日まで）
	5	水	・議会運営委員会
	6	木	・議員全員協議会
	7	金	・第2回定例会 本会議
	11	火	・各常任委員会
	12	水	・本会議（一般質問）
	15	土	・中部湧水会（～16日まで）
	19	水	・つつはの郷土研究会総会
	20	木	・にぎり防止対策連絡会総会
	21	金	・議会運営委員会
	24	月	・議員全員協議会 ・広報編集特別委員会
	25	火	・最終本会議 ・議員全員協議会
	26	水	・例月出納検査（～27日まで）

地域だより

長谷地区の役員改選は、チョット変わっている所以で紹介しします。総会で、まず区長一人と監事二人を選出。その後、新区長は自分の腹心に副区長を頼み、書記二人をお願いして、この四名が執行部。他に体育部長と福祉部長を選考して新体制となります。4月に花見・畜産祭を控えているので、一週間程度での体制づくりとなり、役員の改選時は毎回忙しい思いをします。

また、今年の総会で執行部の視察研修の報告があり、資源ゴミの取扱いでペットボトルのラベルを取り外して出すと経費が浮くとの報告がありました。現在では、地区内の2か所の収集所でほとんどのペットボトルのボトルは「ペット」に、ラベルは「その他プラ」に分別収集されております。これこそが、この地区の良さだと思っております。

長谷地区



（亀澤 中）

編集後記

年号も「平成」から「令和」へととなりました。議会構成の変更に伴い、議会広報編集特別委員会も新たな6名が選任されました。

議会広報は、町民のみなさまに議会の活動内容をわかりやすく、また、的確にお知らせするという使命を持っていると思っております。

今後も、住民の皆様方のご意見、ご質問等をお聞きしながら、議会広報の内容を充実させてまいります。（橋元 義嗣）

議会広報編集特別委員会

委員長 橋元 義嗣 副委員長 仮屋 良二
委員 植林 伸洋 宗 照夫
山元 明 亀澤 中

◇◇◇町議会議員と意見交換しませんか？◇◇◇

湧水町議会では、「住民に開かれた議会」目指して活動しており、町民の皆さま（各種団体）と意見交換会を開催します。

- 対象**
町内に所在し、活動する各種団体等（構成員が湧水町民であるものとします。）
- 内容**
あらかじめ提出されたテーマで意見交換を行います。
- 開催時間及び参加人数**
開催時間は2時間程度、団体からの出席者は10人程度でお願いします。
- 開催場所**
応募される団体で確保いただきますようお願いいたします。
- 申し込み方法**
申込書に必要事項を記入して、開催希望日の1か月前までに議会事務局へ提出してください。（申込書は議会事務局に用意しています。）
- その他**
・テーマや、時期によっては、お受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
・幅広く意見交換を行うため、同一の団体からの申し込みは年1回とさせていただきます。

傍聴にお越しください。

次の定例会は9月上旬です。